

大阪市と株式会社クリーブラッツとの
若者支援に係る情報発信等に関する連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社クリーブラッツ（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が次条で定める各連携事項において相互に協力し、様々な困難を抱える若者の課題解決をめざすことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1）若者の相談窓口の情報発信に関すること
- （2）若者の支援施策の情報発信に関すること
- （3）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（活動主体）

第3条 前条に規定する連携協力は甲乙が共同で行うものとし、乙側の主たる活動主体は、乙に所属するシンセカイヒーローとする。

- 2 シンセカイヒーローは、本協定に係る情報発信において、主として「大阪市若者支援つなぎ隊」の名称を用いる。

（協議事項）

第4条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲及び乙が協議するものとする。

- 2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに甲及び乙が協議するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より令和9年3月31日とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示しないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

- 2 この協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

令和8年6月3日

（甲） 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市長 横山 英幸

（乙） 広島県呉市青山町5-1

株式会社クリーブラッツ

代表取締役 池田 正流